

佐教互 第 7 号
令和 3 年 4 月 1 日

各所属長 様

一般財団法人佐賀県教職員互助会 理事長
(公 印 省 略)

令和 3 年度「離島校勤務者駐車料補助」について（通知）

このことについて、下記のとおり実施しますので、会員の皆様への周知をお願いします。

記

1 目 的

離島校に勤務し、勤務のために通勤又は島内の公舎に居住する会員が、内地に駐車場を必要とする場合、その駐車料の一部を補助する。

2 実施期間 令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 3 1 日

3 補助金額等 補助要綱のとおり

4 請求期限等

- (1) 補助を受けようとする者は、別添「離島校勤務者駐車料補助金請求書」に領収書または領収書（写）を添付し、令和 4 年 3 月 4 日（金）【必着】までに互助会に提出してください。
- (2) 補助金は、令和 4 年 3 月 2 5 日（金）に教職員専用口座に振り込みます。

担当：高木（内線 3247）
TEL：0952-25-7092

離島校勤務者駐車料補助要綱

(目 的)

第1条 一般財団法人佐賀県教職員互助会（以下「互助会」という。）は、離島校に勤務する会員（通勤者又は島内の公舎に居住する者）が内地に駐車場を必要とする場合、駐車料の一部を補助する。

(補助金額)

第2条 補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

		補 助 額
駐車料が月払い ※1ヵ月分に換算して算出	6,000円以上の場合	3,000円
	6,000円未満の場合	実費の1/2
駐車料が年払い ※1年間一括払いに限る	72,000円以上の場合	36,000円
	72,000円未満の場合	実費の1/2

(補助金の請求等)

第3条 この補助金を受けようとする者は、別添「離島校勤務者駐車料補助金請求書」を互助会事務局に提出しなければならない。

- 2 補助金申請書には、領収書又は領収書の（写）を添付すること。
- 3 補助金の請求は、別途通知で指定する日までに行うこと。

(給付日及び方法)

第4条 この補助金は、3月25日（金融機関休業日の場合は、翌営業日）に教職員専用口座に振り込む。

(不正利得の返還)

第5条 この補助金の受給に不正等の行為があった場合、互助会は、不正受給分の返還を求めることができる。

附則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 平成8年4月1日以前の事由発生分については、なお、従前の例による。